

関稅定率法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

- 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）（第一条關係）…………… 1
- 関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）（第二条關係）…………… 5
- 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）（第三条關係）…………… 7

○ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）（第一条關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 関稅率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二關係）
目次
（省 略）

別表 関稅率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二關係）
同上
同上

番 号	品 名	税 率
（省 略） 〇四・〇二	（省 略） ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	（省 略）
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。） 一 （省 略） 二 その他のもの （一） 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。） （二） 義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	（省 略）

番 号	品 名	税 率
同上	同上	同上
〇四・〇二	同上	同上
〇四〇二・一〇	同上 一 同上 二 同上 （一） 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。） （二） 義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	同上

）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）並びに配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という

）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という

同上

<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>一キログラムにつき四六六円</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

(省略)	(省略)		
(省略)	三 その他のもの シド	二 一 シクロヘキシル(エチ ル)(ジメチル)アン モニウム プロミド及 びシクロヘキシル(エ チル)(ジメチル)ア ンモニウム ヒドロキ シド	(省略)
(省略)	四・六% 無税		(省略)
同上	同上		
同上	二 その他のもの	一 同上	
同上	四・六%		同上

改 正 案

現 行

<p>（重加算税） 第十二条の四（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 第九十四条の二第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）（第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する関税関係書類（第九十四条第一項本文（帳簿の備付け等）の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下この項において同じ。）若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録であつて保存義務者が第九十四条の二第三項前段の規定により当該関税関係書類若しくは当該特例輸入関税関係書類の保存に代えて保存を行い、若しくは同項後段の規定により保存を行っているもの又は第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）（第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録（第九十四条の五に規定する財務省令で定めるところに従つて保存が行われているもの（以下この項において「特定電磁的記録」という。）であつて、その保存が関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録（当該保存義務者により当該特定電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る。）を除く。）に記録された事項に關し期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた場合において、前二項の規定に該</p>	<p>（重加算税） 第十二条の四 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 第九十四条の二第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）（第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する関税関係書類（第九十四条第一項本文（帳簿の備付け等）の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下この項において同じ。）若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録であつて保存義務者が第九十四条の二第三項前段の規定により当該関税関係書類若しくは当該特例輸入関税関係書類の保存に代えて保存を行い、若しくは同項後段の規定により保存を行っているもの又は第九十四条の五（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）（第七条の九第二項において準用する場合を含む。）の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に關し期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた場合において、前二項の規定に該当するときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実でその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定の起因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。）以外のもの（以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の</p>
--	--

当するときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実でその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定の起因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。）以外のもの（以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4・5 (省略)

事実」という。）があるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4・5 同上

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で令和八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で令和八年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p>	<p>（暫定税率）</p> <p>第二条 別表第一に掲げる物品で令和七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める税率とする。</p> <p>2 別表第一の三に掲げる物品で令和七年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。</p>
<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から令和七年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国</p>	<p>（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）</p> <p>第七条の三 平成七年度から令和六年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が官報による告示又はインターネットの利用その他の適切な方法による公表（以下「告示等」という。）をする数量（以下この条及び同表において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品について、その超えることとなった月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税率法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める税率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国</p>

の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和七年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2
2
7
（省 略）

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の

の譲許表に定める税率（第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。）のうちいずれか低いもの（関税についての条約の特別の規定及び同法第五条（便益関税）の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。次条第一項において「通常の関税率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、令和六年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定（一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。）に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの（経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（政令で定める日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

2
2
7
同 上

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の

初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和七年度）においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和七年度）においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和七年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 （省 略）

2・3 （省 略）

初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（令和六年度）においては、当該年度の初日から毎月末までの同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）について翌月末日までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（令和六年度）においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

（課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税）

第七条の四 平成七年度から令和六年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が発動基準価格（昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示等をする価格をいう。以下この項及び同表において同じ。）を下回るものに課する関税の額は、同法第三条（課税標準及び税率）の規定又は第二条若しくは第八条の第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一 四 同 上

2・3 同 上

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和七年度までの各年度において、当該年度中の関稅定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きてゐるものに限る。)、同表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関稅の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和七年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関稅の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(譲許適用物品を除く。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。)との合計数量を控除した輸入数量(第五項において「協定対象外輸入数量」という)があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項において「

(豚肉等に係る特別緊急関税)

第七条の六 平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度中の関稅定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きてゐるものに限る。)、同表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号及び第〇二一〇・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項及び第五項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、豚肉等のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第一号及び第五項において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関稅の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。ただし、令和六年度においては、当該年度中の豚肉等の輸入数量から当該年度中の豚肉等であつて経済連携協定の規定に基づき関稅の譲許の便益の適用を受けるもの(以下この項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量と豚肉等であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(譲許適用物品を除く。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。)との合計数量を控除した輸入数量(第五項において「協定対象外輸入数量」という)があらかじめ財務大臣が告示等をする数量(第三項において「

協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

2 4 (省 略)

5 財務大臣は、平成七年度から令和七年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量(令和七年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量)について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合(令和七年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。)には、発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

(特恵関税等)

第八条の二 (省 略)

2 (省 略)

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国及びこれに準ずるものとして政令で定める国であつて、特恵関税(第一項の規定により課される関税をいう。)について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(次条において「特別特恵受益国」という。)を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの(関税率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。)で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 (省 略)

第十三条 国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)
沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十五

協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

2 4 同 上

5 財務大臣は、平成七年度から令和六年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量(令和六年度においては、当該輸入数量及び協定対象外輸入数量)について翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合(令和六年度においては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。)には、発動日についてその超えることとなつた月の翌月末日までに、それぞれ告示等をするものとする。

(特恵関税等)

第八条の二 同 上

2 同 上

3 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特恵関税(第一項の規定により課される関税をいう。)について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国(次条において「特別特恵受益国」という。)を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの(関税率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)及び同項第一号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。)で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無税とする。

4 同 上

第十三条 国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例)
沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十五

条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が令和九年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 (省 略)

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法別表の 番号	品 名	税 率
(省 略) ○四・〇二	(省 略) ミルク及びクリーム（濃縮若し	(省 略)

条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が令和七年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けた旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。

2 同 上

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係）

関税率法別表の 番号	品 名	税 率
同 上 ○四・〇二	同 上	同 上

〇四〇二・一〇

くは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)

粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。)

一 (省 略)

二 その他のもの

(一) 幼稚園、小学校、中

学校(中等教育学校の前期課程を含む。

)、義務教育学校、

夜間において授業を

行う課程を置く高等

学校(中等教育学校の

後期課程を含む。

)若しくは特別支援

学校の幼児、児童若

しくは生徒、政令で

定める児童福祉施設

若しくはこれに類す

る政令で定める施設

の児童又は児童福祉

法(昭和二十二年法

律第六十四号)第

六条の三第九項、第

一〇項若しくは第一

二項に規定する事業

による保育を受ける

(省 略)

〇四〇二・一〇

同上

一 同上

二 同上

(一) 幼稚園、小学校、中

学校(中等教育学校の前期課程を含む。

)、義務教育学校、

夜間において授業を

行う課程を置く高等

学校(中等教育学校の

後期課程を含む。

)若しくは特別支援

学校の幼児、児童若

しくは生徒、政令で

定める児童福祉施設

若しくはこれに類す

る政令で定める施設

の児童又は児童福祉

法(昭和二十二年法

律第六十四号)第

六条の三第九項、第

一〇項若しくは第一

二項に規定する事業

による保育を受ける

同上

<p>一八〇六・一〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>児童若しくは同条第二三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)</p>	<p>一八〇六・一〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)</p>
<p>一八〇六・一〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)</p>	<p>一八〇六・一〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)</p>
<p>一八〇六・一〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)</p>	<p>一八〇六・一〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)</p>
<p>一八〇六・一〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)</p>	<p>一八〇六・一〇</p>	<p>(省略)</p>	<p>児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)</p>

一八〇六・二〇

その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）

一 (省 略)

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

A (省 略)

B その他のものうち

しよ糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの

(二) (省 略)

(省 略)

(省 略)
一九・〇一

麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く

(省 略)

(省 略)

一九・九%

(省 略)

(省 略)

一八〇六・二〇

同上

一 同上

二 同上

(一) 同上

A 同上

B 同上

同上

(二) 同上

同上

同上
一九・〇一

同上

同上

二〇・九%

同上

同上

<p>(省 略)</p> <p>一九〇一・九〇</p>	<p>。及び第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>その他のもの</p> <p>一 (省 略)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 第○四・○一項から第○四・○四項までの物品の調製食料品</p> <p>A 砂糖を加えたもの</p> <p>(b) その他のもの</p>	<p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>同 上</p> <p>一九〇一・九〇</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>(一) 同 上</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(省 略)</p> <p>二一・〇六</p>	<p>(省 略)</p> <p>調製食料品(他の項に該当するものを除く。)</p> <p>たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質</p> <p>一 (省 略)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>B その他のもの</p>	<p>二一・二%</p> <p>(省 略)</p>	<p>同 上</p> <p>二一・〇六</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>(一) 同 上</p> <p>B 同 上</p> <p>A 同 上</p> <p>(b) 同 上</p>	<p>二一・三%</p> <p>同 上</p>
<p>二二〇六・九〇</p>	<p>その他のもの</p> <p>一 (省 略)</p>	<p>五・八%</p>	<p>二二〇六・九〇</p>	<p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>一 同 上</p>	<p>七・七%</p> <p>同 上</p>

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

開税定率法別表の 番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から令和八年三月三十一日まで輸入されるもの
（省略） ○四・〇二	（省略） ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の五％以下のものに限り。）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
○四〇二・一〇	一（省略） 二 その他のもの （一）幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。） （二）義務教育学校、（三）義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） （四）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童若しくは同	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の六関係）

開税定率法別表の 番号	品名	税率				
		平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から令和七年三月三十一日まで輸入されるもの
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
○四・〇二	同上	同上	同上	同上	同上	同上
○四〇二・一〇	同上	同上	同上	同上	同上	同上

